

# 高機能換気設備等導入支援事業費補助金 募集要項（2次募集）

## ～宜野湾市ふるさと応援寄附金活用事業～

### 1. 事業内容

新型コロナウイルス感染症の流行で、市内事業者の営業活動に支障が生じている中、業種ごとに策定された「感染拡大予防ガイドライン」等に基づいて、中小・小規模事業者が行う社会経済活動と感染拡大防止の両立に向けた取り組みを支援する。

具体的には、お客さんが安心して来店できる環境を整備することを目的に、事業者が感染対策設備等の導入を行う際に、その経費の一部を補助する。

今回の事業では、感染対策として、新型コロナウイルス感染症に感染しやすい状況を作り出すとされている「密閉」、「密集」、「密接」の対策を行う中で、比較的経済的負担の大きい「密閉」への対策について、宜野湾市ふるさと応援寄附金を活用して予算の範囲内で「高機能換気設備等導入支援事業費補助金」を交付します。

### 2. 募集

(1) 対象者（下記の①～⑤の全てを満たす者で、個人・法人は問いません。）

①宜野湾市内に店舗や事業所等を構える中小・小規模事業者で「不特定多数の客が来店する」業種・業態である者。（主に飲食業、サービス業、小売業等）

②沖縄県感染防止対策徹底宣言ステッカー（通称：シーサーステッカー）を掲示していること（ステッカー未取得の場合は、ステッカーの申請を行い、申請書の写しを添付すること）。

③宜野湾市へ納付する市民税等の滞納が無い者。

④事業を営むに当たり法的な瑕疵が無い者。

※許認可業種の場合は許認可証を取得しているもの。

⑤反社会的勢力に属していない者。

(2) 対象期間

下記の期間内に換気設備等を導入している事。

令和3年4月1日～令和4年2月18日

※原則として、補助金交付決定後（令和3年11月22日予定）に工事着手して頂くことが要件となります。ただし、令和3年4月1日から令和3年9月20日の間に既に設置した換気設備等でも、下記「(3) 対象経費」の全ての要件を満たしている場合は申請出来ます。

なお審査の結果、交付決定していても令和4年2月18日までに換気設備の設置が出来なかった場合は補助金は支給されません。

### (3) 対象経費

#### ①換気設備購入費

- ・一人当たり毎時30m<sup>3</sup>の換気を行える、換気扇又は換気機能付きエアコン。
- ・購入先は宜野湾市内の事業者に限る。

#### ②換気設備設置費

- ・上記「①」の設置費用として掛かる実費。(取付施工費、配管施工費のみ)
- ・上記「①」に該当する物を宜野湾市内の事業者が行った場合に限る。

#### ③CO<sub>2</sub>濃度測定器 (CO<sub>2</sub>濃度測定器のみの購入は不可)

- ・事業者の換気状況モニタリング用。

(CO<sub>2</sub>濃度測定器については、市外事業者及び通信販売等で購入しても補助対象となります)

#### 【注意事項】

※国、県の補助金との併用はできません。

※本体価格のみ対象。消費税、運賃、振込手数料、その他販売手数料等は対象外。

### (4) 1事業者あたりの上限額及び下限額

上限額 「対象金額の2/3」又は「50万円」のいずれか少ない額

下限額 「対象金額の2/3」が「5万円」未満となる場合は対象外。

## 3. 申請

### (1) 申請方法

申請書類を宜野湾市商工会の窓口へ提出して下さい。(郵送は不可)

宜野湾市商工会の所在地 宜野湾市真志喜1-11-11

### (2) 申請受付期間

9月21日(火)～11月12日(金) ※受付時間：月曜～金曜 9:00～17:15

### (3) 申請に必要な書類

#### ①交付申請書(様式1-1)

#### ②店舗情報(様式1-2)

#### ③誓約書(様式2)

#### ④見積書等(令和3年4月以降に設置済で申請される方の場合も同様。)

- ・宜野湾市内の事業者によって作成されたもの。
- ・明細が記入されていること。金額のみの見積書等では申請出来ません。

#### ⑤許認可証のコピー。

許認可業種である場合。(例：飲食業許可証等)

#### ⑥滞納のない証明(市町村民税)

※市役所納税課にて取得

⑦確定申告書等の2期分のコピー。(決算書等も含む。)

法人の場合

別表1及び決算書

- ・直近2期の決算期のもので税務署の受領印が押されているもの。  
※電子申告の場合は受信通知を添付。
- ・令和3年に開業したものは「履歴事項全部証明書」を提出。

個人の場合

第1表及び決算書(又は収支内訳書)の表面

- ・令和元年及び2年分のもので税務署の受領印が押されているもの。  
※電子申告の場合は受信通知を添付。
- ・令和3年に開業した者は税務署へ提出した開業届

#### 4. 補助金の交付決定の方法・時期

(1) 交付決定の方法

申請書類を受理した後に事務局で内容を審査し、申請者の事業所の状況を確認後に審査会にて審議を行って交付決定します。交付する事が決定した事業者には交付決定通知書(様式7-1)を送付します。また、交付しないことが決定した事業者には不交付決定通知書(様式7-2)を送付します。

(2) 交付決定の時期

令和3年11月22日(予定)

#### 5. 補助金の金額の確定・支払い時期

(1) 補助金の金額の確定

補助金の支払いは、交付決定を受けた申請者が補助対象となる換気設備等の設置を完了後、2週間以内の実績報告書(様式3)を作成して事務局へ提出し、事務局が内容の調査を行った後に金額を確定し、確定通知(様式8)を行います。  
※実績報告書(様式3)は交付決定の通知と一緒に送付します。

(2) 補助金の支払い時期

確定通知を受けた申請者は請求書(様式4)を事務局へ提出します。

事務局は請求書(様式4)を当月の5日を過ぎて当月の20日迄に受付けた場合は当月の末日に支払います。当月の20日を過ぎて翌月の5日迄に受付けた場合は翌月の15日に支払います。

なお、15日及び末日が金融機関の休業日に当たる場合は翌営業日の支払いとなります。

- ・支払日が12月31日の場合は1月4日に支払いとなります。

・最終の支払日は2月28日です。

※請求書（様式4）は補助金額確定の通知と一緒に送付します。

## 6. 効果の測定（アンケート）

補助金の交付を受けた申請者は、当該事業の事業効果を計るため、補助事業の終了後に、アンケート（様式5）に回答していただく必要がございます。

※アンケート（様式5）は補助金額確定の通知と一緒に送付します。

## 7. その他の注意事項

- (1) 申請をした方、全員に補助金が交付される訳ではありません。審査の結果、交付対象とならない場合もあります。交付決定を待たずして、今後換気設備の導入を検討されている方におかれては、その点を十分に考慮した上でご判断ください。
- (2) 審査の結果・内容については公表いたしません。
- (3) 補助金を受けた場合は確定申告で収入として申告を行って下さい。
- (4) 沖縄県感染防止対策認証ステッカーを取得されていない事業者は、事業完了後に当該ステッカーの申請を行って下さい（飲食業のみ）。
- (5) 申請後に事業を行わない、又は取り下げる場合は事業廃止・取下届（様式6）を提出して下さい。
- (6) 本事業で換気設備等を導入する事で、「一人当たり毎時30m<sup>3</sup>の換気」を達成していなければ補助金の支給が出来ません。  
なお、「一人当たり毎時30m<sup>3</sup>の換気」を達成しているかの判定は、設備導入後に店舗内をCO<sub>2</sub>濃度測定し、「1000ppm以下」であれば「一人当たり毎時30m<sup>3</sup>の換気」を達成していると判定致します。  
※沖縄県感染防止対策認証制度の「沖縄県感染防止対策に係る基準」に準拠。